

第3回 退職給付会計と「企業会計原則」

- 「発生」の内容拡大で説ける? -

前回は金融商品会計を取り上げましたが、今回は退職給付会計を取り上げます。ここでも、この新会計基準が「企業会計原則」の部分改訂の延長上にあるかどうか、とりわけ「発生」で説けるか、これが問われます。

退職給付会計と引当金 - 「発生」の内容拡大?

Q: まず、「発生」に関する「企業会計原則」改訂のポイントは?

A: 先に金融商品会計での議論では、収益認識の「実現」に関する内容拡大について見ましたね。そして、その新基準がその拡大の延長上にあるかを問いました。ここでは、費用認識の「発生」に関する内容拡大がポイントになります。

つまり、費用認識に関する未確定支出の範囲の拡大を押さえておく必要があります。そして、先と同様に、今度は退職給付会計がその拡大の延長上にあるかを問うわけです。

Q: 未確定支出の範囲の拡大ということですが、具体的に教えてください。

A: 1つだけ挙げれば、昭和49年の第3次修正で負債性引当金の3要件(費用たる支出の確実性、支出原因事実の当期存在、支出金額の合理的見積)が規定され、さらに昭和57年の第4次修正で4要件に改められました。特に、その第4次修正では費用性のみならず損失性の引当金を取り入れられ、その点で将来支出の範囲が拡大されたといえます¹。

ここでは、これ以上触れませんが、退職給付会計との整合性問題は、この「企業会計原則」の引当金の考え方がポイントになります。

Q: 引当金の考え方との関係が議論のポイントということですか?

A: そう、「企業会計原則」とのかかわり(整合性)の議論にとってのポイントは、ずばり引当金です。注解18には、いわゆる負債性引当金(費用性引当金)に関する規定があります。すなわち、「...、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」(注解18)です。従来の退職給与引当金は、この規定に基づいていました。

したがって、新しい退職給付会計基準が、この規定の考え方と整合するかどうか、これが議論のポイントになります。特に、費用(フロー)と負債(ストック)の捉え方が論点になります。

Q: 費用と負債の捉え方と言われましたが、どういうことですか?

¹ この損失性引当金の根拠づけはたとえば保守主義があげられるが、そこでは特に計算目的とのかかわりが重要になる。例えば、鳶村剛雄『会計学一般原理』(白桃書房、1989年、232-35ページ)では、期間業績の把握と回収計算の健全性の相違について触れられているので参照されたい(価値減少が未発生である引当金の当期計上いかんは会計の計算目的とかわる - 客観的事実概念に対する目的依存概念)。

A: 注解 18 では費用 (退職給与引当金繰入額) と負債 (退職給与引当金) の関係は、両者は一体の関係ですが、厳密には費用計上 負債計上...(1) という順序、つまり費用 (フロー) の認識・測定が先で、負債 (ストック) はその計上に基づいて決定されます。つまり、フロー スtock という規定です。

Q: では、新しい退職給付会計基準ではどうか、つまり注解 18 での基本的な考え方と同じか、そう言うことですか?

A: まさに、そのとおりです。そこでも、注解 18 での基本的な考え方を踏襲しているかどうかのポイントになります。退職給付会計では、退職給付費用を退職給付債務の時価評価の期間差額として説明しています。そうした捉え方からすれば、退職給付債務の認識・測定 費用計上...(2) ということになりますね。つまり、注解 18 での費用性引当金の計上 (引当配分、ないし見越配分) のあり方とは逆になります。ストック フローという、(1) とは逆の規定です。

* 補遺 1.9 では、発生主義と「配分」について述べています。

債務の実態開示と結果的な損益計算 - 発生主義か?

Q: スtock が先ですか?

A: はい、負債というStockの評価が先に決まり、費用はその期間差額 (負債額の増加額) として捉えられています。

ここでは、注解 18 での適正な期間損益計算という基本的な考え方よりも、まずは退職給付債務の実態を開示する (財務の透明性) という点が優先され、そのもとでの損益計算はStock評価 (負債評価) が先に決まるという点で “結果的” な損益計算になっていると言えます。

Q: 結果的な損益計算?

A: そう。損益計算は本来結果計算ではなく、原因計算です。収益や費用の損益勘定 (フロー勘定) は、損益計算の原因別計算のための勘定と言えます。ところが、負債というStock勘定の評価差額として費用を捉えるとなると、フロー勘定は不要ということにもなってきます。結果的な損益計算は、結局のところ、取引記録としてのフロー勘定不要の会計となってしまいます。その行き着く先は、損益 (名目) 勘定不要の (实在勘定のみ) “単式簿記的” 会計と言えます。

そして、このStock評価 (退職給付債務) フロー計算 (退職給付費用) という関係をもっと言えば、注解 18 の基礎にある「発生主義」の本来的な考え方と同じ考えに基づくものかどうか。これがまた大きな論点になります。

Q: 「発生主義」の本来的な考え方とは?

A: 適正な期間損益計算のための、借方の費用計上 貸方の負債評価という “本来の” (原因的) 発生主義からみますと、貸方の負債評価 借方の費用計上という逆の規定関係は “変形の” (結果的) 発生主義ともいえます。そもそも発生主義といえるかどうかさえ疑

問です。少なくとも、本来の発生主義に基づくものとはいえないように思われます。

仮に“変形の”発生主義としますと、そこでの損益計算も“本来の”(原因的)損益計算に対して“変形の”(結果的)損益計算になると言えます。問題は、そうした結果的な損益計算という利益計算のあり方です。そして、そのあり方がそもそもどこから出てきているか、その出所まで見ていく必要があります。

Q: その出所は?

A: 端的に言えば、退職給付債務の時価(割引現在価値)がバランスシートに開示されるのは、本来の期間損益計算から出てくるというより、それとはまた別の要請、すなわち財務実態や財務リスクの実態開示、端的には財務の透明性の向上という要請を受けたものであるように思われます。ここに、今日の企業会計の1つの特徴をみることができると言えます。

資産の実態開示と結果的な損益計算 - 実現主義か?

Q: 第2回目での資産の側でも同じことが言えますか?

A: はい。資産でも負債でもストック評価が先行すると、収益や費用はそれを受けたかたちになり、ストックフローの規定関係になります。第1回目で議論した動態論的思考での規定とは逆の関係になります。

Q: 具体的に、金融商品会計ではどうですか?

A: その他有価証券の時価評価は、明らかに実態開示から出てきていると言えます。そこでの評価損益は純利益を構成しません。しかし、資本取引でもありませんので、純利益ではない、いわば“第2の利益”とも言える(アメリカ流の「その他の包括利益」)、ある種あいまいな扱いになっています。

問題は売買目的有価証券の時価評価ですが、それが損益計算論としてどこまで理論的に再構成できるか、これがポイントです。利益計算として有力な理論としては、ここでは詳しく論じられませんが、(私が名づけましたが)「主観のれん説」があります²。この理論は、テーマでも取り上げますが、日本版概念フレームワークでの考え方(「リスク解放説」)とも通じています。

ちなみに、全面時価アプローチのもとでは、「その他有価証券」も「売買目的有価証券」も区別されませんので(保有目的を区別しない)、損益計算としての理論性がますます問われるでしょう。

いずれにせよ今日の時価会計には、資産であれ負債であれ、財務透明性 実態開示 ストック評価先行 結果的損益計算、という図式が描かれます。

Q: では、減損会計はどうですか?

A: 減損会計は損益理論として比較的議論しやすいと言えますね。それを動態論的思考

² 詳しくは、前掲拙著『時価会計の基礎』第6章で取り上げています。

の枠内で捉えるなら、最初から損益計算論です。将来に繰り延べられた費用(未償却残高としての資産)の過大論としての減損会計です。あくまで適正な費用計算とは何か(適正な期間損益計算)これが先です。

これに対し、動態論的配分思考ではなく、価値評価論としての減損会計の捉え方もあるかと思います。それは、今日の時価会計での実態開示に通じます。

3つの論点

Q:では、この辺でこれまでの議論をまとめていただけませんか?

A:3つの論点としてまとめてみましょう。退職給付会計での費用計上は年金債務の時価評価の期間差額として計上されるというのが通説的見解ですが、そこでは

本来の費用性引当金の計上のあり方(費用計上 負債計上)とは逆になっている点(負債計上 費用計上) したがって
結果的な損益計算になっている点、さらには
その点と発生主義の基本的考え方とのかかわり(発生主義の逆転性)

という3つの論点が指摘されます。

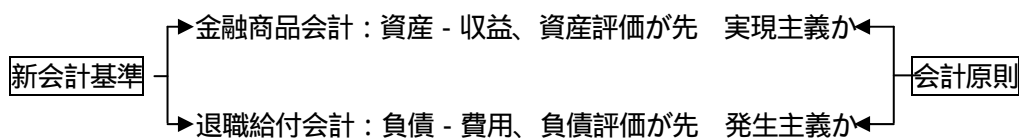
さらには、こうした結果的な損益計算という会計のあり方が、そもそもどこから出てきているかという点も重要です。本来の損益計算に立脚するなら、少なくともわが国の「企業会計原則」での損益計算の基本原則に立脚するなら、費用計上 負債計上でなければなりません。それが逆になっているのは、すなわちまず負債のしかもその時価測定が先に行われるというのは、何らかの別の要請、たとえば財務実体(財務透明性)の開示といった、損益論の再構成という内在的論理ではなく外在的要請が働いていると考えられます。

結果的な損益計算とは、まさにそうした要請(それが第一義的)にいわば付随して結果的に出てくる損益計算という位置にあり、したがってそれはすでにみた「企業会計原則」での損益計算の基本原則から出てきたものでないこととなります。ここに、会計目的とのかかわりで検討されるべきより基本的な論点があると言えます。

Q:金融商品会計も、退職給付会計にも共通の基本論点があると?

A:そうです。金融商品会計は「資産 - 収益」、退職給付会計は「負債 - 費用」の問題です。そして、資産及び負債の実態開示と結果的な損益計算という問題は、そこでの収益及び費用の捉え方が損益計算の基本原則である実現主義と発生主義と整合するのか、という問題になります。(図表 1.4 参照)

図表 1.4 金融商品会計及び退職給付会計 - 「企業会計原則」との整合性 -



整合性問題を論じるさい重要なことは、そもそも利益計算の再構成として論じられるかどうかという点です。実態開示から出てくる結果的な利益計算ということであれば、再構成論の性格とはそもそもその出発点を異にしていると言えるからです。ここに、第1回目で強調しましたように、議論の出発点の重要性があります。

損益計算の基本原則の延長上にあるか？

Q：いよいよ結論ですね。

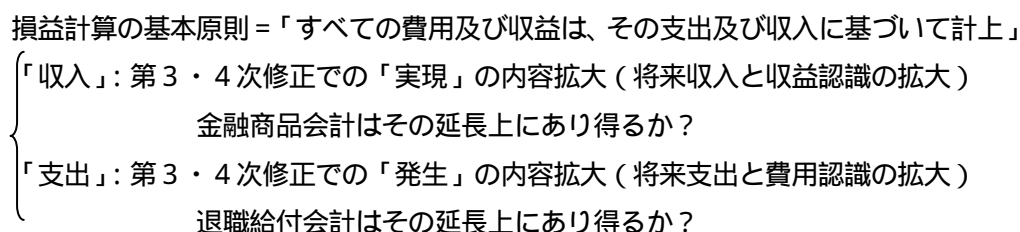
A：はい、すでに述べましたように、「企業会計原則」はこれまで最終の第4次修正（昭和57年）まで4回の修正を行ってきました。ここで取り上げた金融商品会計や退職給付会計などの新しい会計基準が、その修正の延長上、つまり第5次あるいは第6次修正という位置にありうるか、これが大きな論点であったわけです。

結論から言えば、これまでの説明からして、これらの新会計基準は「企業会計原則」修正の延長上では捉えられない性格をもっているように思われます。それはこれまでの「実現」や「発生」の内容拡大といった部分修正で説けるものではなく、より「構造的」な変容と考えられます。

Q：「構造的」な変容ですか？

A：そうです。構造的な変容かどうかは、損益計算の基本構造に照らして、具体的には個々の新会計基準が損益計算の基本原則に照らしてその内容拡大で説けるか、という問いになります。すなわち、金融商品会計は第3・4次修正でなされた「実現」の内容拡大の延長上にあり得るか、また退職給付会計は同じく第3・4次修正でなされた「発生」の内容拡大の延長上にあり得るか、という問いのかたちになります。要約しておきましょう。

図表 1.5 損益計算の基本原則の延長上にあるか？



企業会計全体の再構成問題へ

Q：となると、問題はより大きいですね。

A：そうです。このような問いは、結局、個々の新会計基準の性格を問うにとどまらず、

企業会計全体の今日の変容をどのように捉えるか、というより大きな問題(全体の再構成問題)につながってきます。すなわち、より「構造的」な変容問題として論じる必要が出てきます。詳しくは次のテーマ で検討します。

また、この大きな問題は「企業会計原則」をどうするか、その制度的役割(終焉論と存続論)の問題ともかかわります。この点は、新たな概念フレームワーク(日本版概念フレームワーク)について議論しているテーマ で触れたいと思います。

(以上、2006年7月)

【補遺】

補遺 1.9 同一のロジックをみる - 発生主義と「配分」

発生主義に基づく会計方法の典型は、過去支出の繰延配分と将来支出の見越(引当)配分である。前者の代表が減価償却であり、後者の代表が(費用性)引当金である。いずれも、支出と費用との関係、すなわち繰延であれ、引当であれ、その「同一のロジック」(配分のロジック)をみることが重要である。過去支出の繰延配分での「費用 資産」、将来支出の引当配分での「費用 負債」ということである(詳しくは第6回参照)。そして、そのロジックが新会計基準ではどうなのか、これが整合性問題にとって重要な視点といえる。